

定住自立圏構想の進捗状況 ・総務省の取組について

平成29年8月8日

「定住自立圏構想」の推進

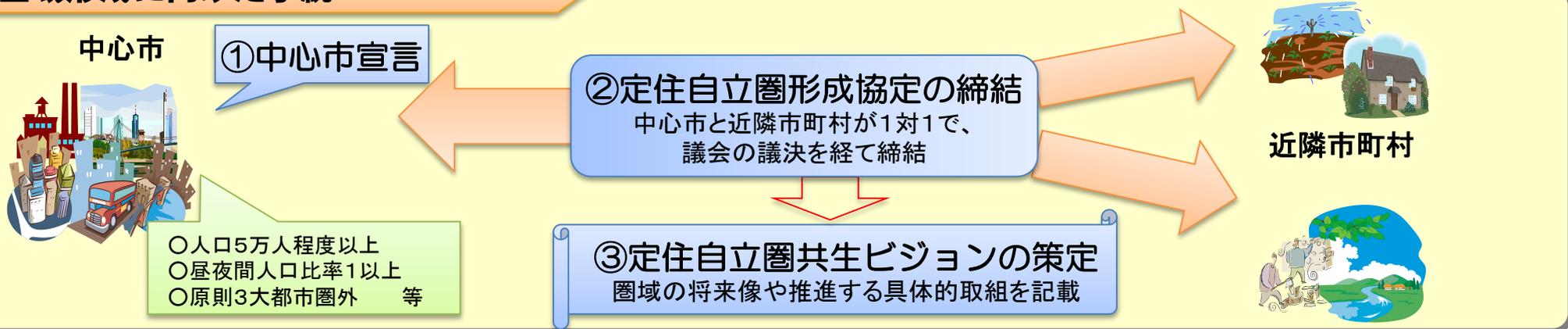
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度から大幅に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度）
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円）
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当（充当率90%、交付税算入率30%）

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

【施策の概要】

人口5万人程度以上の市を中心として、2009年度から、市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させ、人口のダム機能を果たすことを目的とする定住自立圏の取組が行われてきた。

この定住自立圏についても、取組事例の情報提供等により新たな圏域形成を促進する。

■ 定住自立圏の協定締結等圏域数：140圏域を目指す（2016年10月時点112圏域）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

2016年10月現在、112圏域において定住自立圏が形成されており、取組が着実に広がっている。この結果、各圏域で住民の生活関連機能に関するサービスの供給確保や質の向上に向けた取組が進められている。

定住自立圏の形成等を引き続き推進するため、取組事例の情報提供や協定等を締結していない中心市への意向調査等を行う。2020年には定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを旨すとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、協定等に基づき推進する具体的取組に関し成果指標等を設定し、進捗管理を行うものとする。

経済・財政再生計画 改革工程表

経済・財政再生アクション・プログラム2016
平成28年12月21日 経済財政諮問会議 抜粋

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜⑫公共サービスの広域化＞</p> <p>○定住自立圏の形成促進等</p>				<p>(注) 定住自立圏における中心市の要件 (1) 地方圏の市(人口5万程度以上)であって、 (2) 昼夜間人口比率1以上を満たすこと 等</p>			
	<p>定住自立圏 制度開始 (2009年4月)</p>		<p>■ 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として生活に必要な都市機能(行政サービス・民間サービス等)を確保することを目的とする。各圏域の取組を支援するとともに、新たな圏域の形成を推進。</p>					
地方行政分野における改革	<p>総務省より各圏域に対し、2016年度中に、各圏域の特性を踏まえた成果指標(KPI)を設定することも含め、成果を検証する仕組みを構築し、各団体に結果を明らかにするよう要請</p>		<p>各圏域において、民間や地域の関係者を構成員とする圏域共生ビジョン懇談会における議論を経て、定住自立圏共生ビジョンに、各圏域の特性、施策や事業に応じて成果指標(KPI)等を設定</p>		<p>(総務省) 取組事例の情報提供等による新たな圏域形成の促進 (各圏域) 各圏域において成果を検証し、必要に応じて「定住自立圏共生ビジョン」を改定</p>		<p>改革期間を通じ、引き続き実施</p>	
	<p>《総務省地域力創造グループ》</p>		<p>左記による構築した仕組みに基づき設定された指標の設定状況・達成状況を総務省において把握</p> <p>把握した状況を総務省において一元的に評価し公表。その情報提供等により新たな圏域形成を推進</p>		<p>改革期間を通じ、引き続き実施</p>		<p>・「定住自立圏」の協定締結等圏域数【2020年度までに140圏域】</p> <p>・社会人口増減など(事後的に検証する指標)(再掲)</p>	

まち・ひと・しごと創生基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

Ⅲ. 各分野の施策の推進

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

① まちづくりにおける地域連携の推進

◎定住自立圏の取組内容の深化

- ・平成32年度に定住自立圏の形成数を140圏域とすることを目指す（平成29年4月1日現在：118圏域）。
- ・より効果的な施策・事業に連携して取り組むことにより定住自立圏の取組を深化させていくため、**年内に定住自立圏共生ビジョンに磨きをかける進捗管理の方法や定住自立圏の目的達成に効果を発揮した施策を把握し、優良事例を全国展開することで各圏域の取組を支援する。**

経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

(1) 地方創生

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、地方創生の新たな展開等を図る。

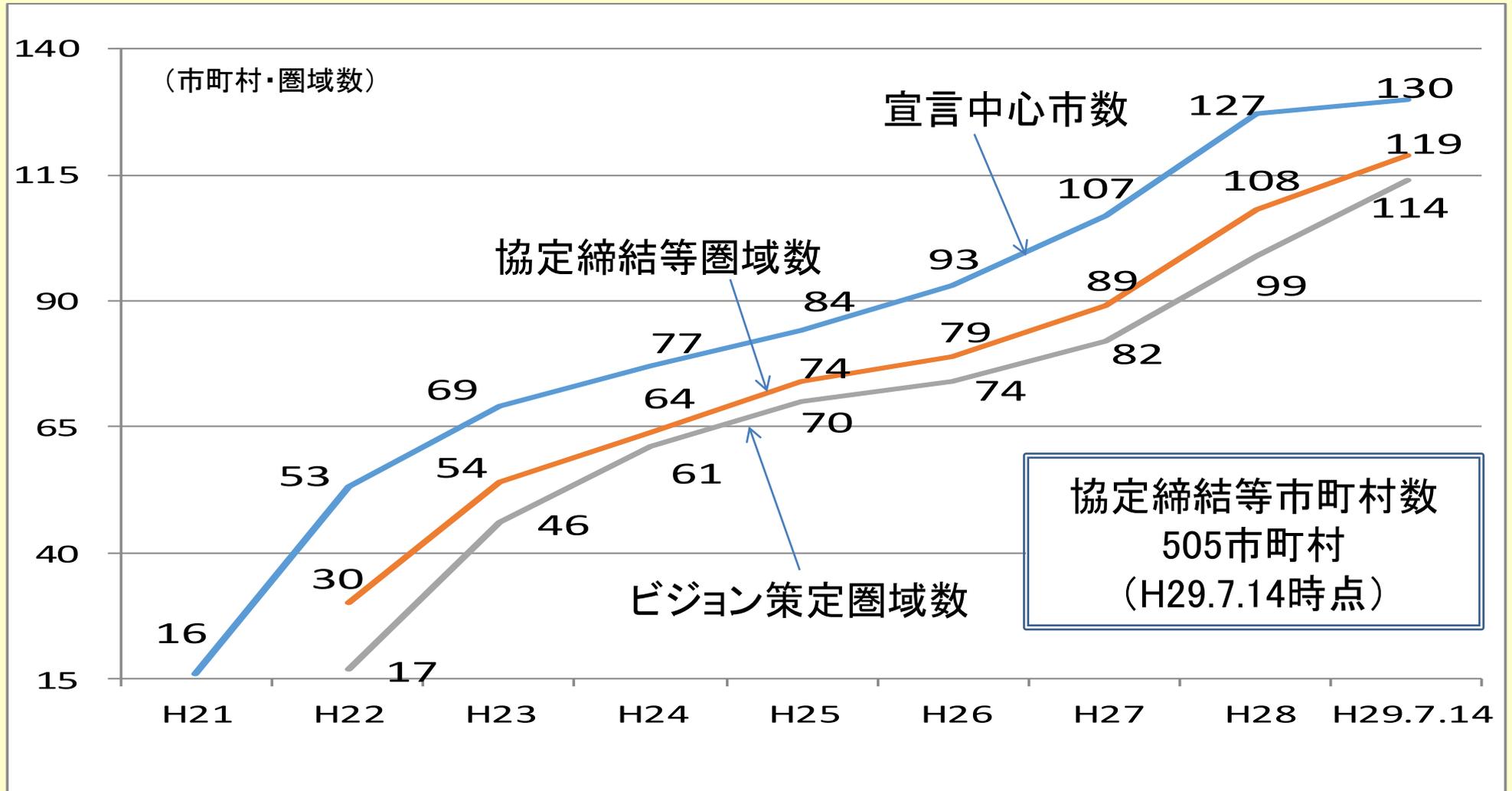
(中略)

まちづくりについては、**連携中枢都市圏等の形成を進め、日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進方策を検討する。**

(中略)

定住自立圏構想の取組状況

KPI: 2020年 140圏域 (H29.7.14現在 119圏域)



※H28以前は4月1日時点の数値

(参考)取組の進捗状況

(1)中心市宣言団体数

128団体(H28.5.31現在)⇒130団体(H29.7.14現在)

H28.5.31-H29.7.14に
新たに宣言した団体
(2団体)

宇和島市、田川市

(2)協定締結等圏域数

109圏域(H28.5.31現在)⇒119圏域(H29.7.14現在)

H28.5.31-H29.7.14に
新たに協定締結等を行
った圏域の中心市
(10圏域)

水戸市、玉名市、指宿市、伊賀市、新発田市、津山市、田川市、日光市、宇和島市、喜多方市

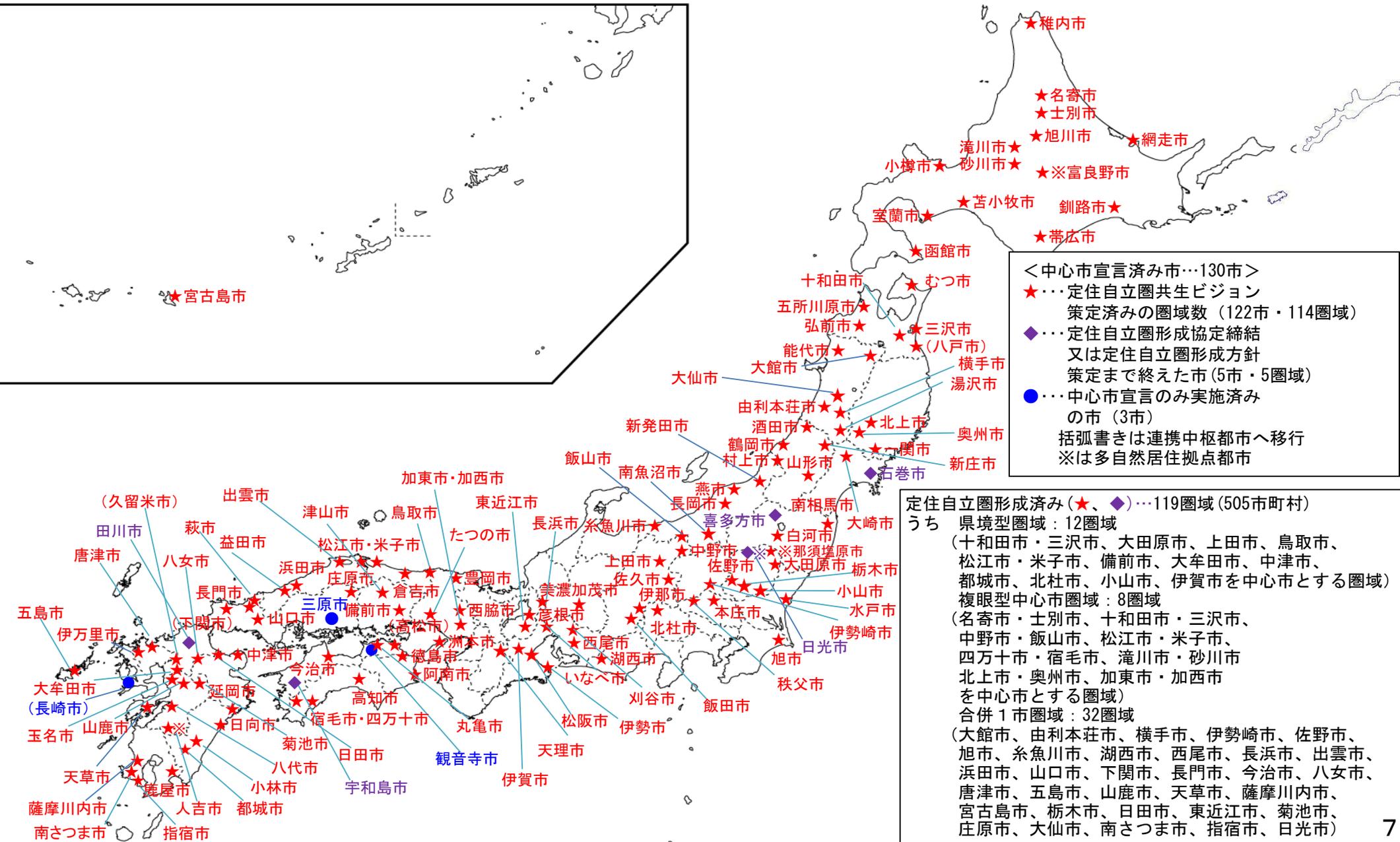
(3)ビジョン策定圏域数

99圏域(H28.5.31現在)⇒114圏域(H29.7.14現在)

H28.5.31-H29.7.14に
新たにビジョンを策定し
た圏域の中心市
(15圏域)

栃木市、伊那市、五所川原市、たつの市、庄原市、小山市、南さつま市、南魚沼市、水戸市、大仙市、指宿市、玉名市、津山市、新発田市、伊賀市

定住自立圏構想の取組状況 (平成29年7月14日現在)



< 中心市宣言済み市…130市 >
 ★…定住自立圏共生ビジョン
 策定済みの圏域数 (122市・114圏域)
 ◆…定住自立圏形成協定締結
 又は定住自立圏形成方針
 策定まで終了した市 (5市・5圏域)
 ●…中心市宣言のみ実施済み
 の市 (3市)
 括弧書きは連携中枢都市へ移行
 ※は多自然居住拠点都市

定住自立圏形成済み (★、◆)…119圏域 (505市町村)
 うち 県境型圏域：12圏域
 (十和田市・三沢市、大田原市、上田市、鳥取市、
 松江市・米子市、備前市、大牟田市、中津市、
 都城市、北杜市、小山市、伊賀市を中心市とする圏域)
 複眼型中心市圏域：8圏域
 (名寄市・土別市、十和田市・三沢市、
 中野市・飯山市、松江市・米子市、
 四万十市・宿毛市、滝川市・砂川市
 北上市・奥州市、加東市・加西市
 を中心市とする圏域)
 合併1市圏域：32圏域
 (大館市、由利本荘市、横手市、伊勢崎市、佐野市、
 旭市、糸魚川市、湖西市、西尾市、長浜市、出雲市、
 浜田市、山口市、下関市、長門市、今治市、八女市、
 唐津市、五島市、山鹿市、天草市、薩摩川内市、
 宮古島市、栃木市、日田市、東近江市、菊池市、
 庄原市、大仙市、南さつま市、指宿市、日光市)

定住自立圏構想の取組状況（平成29年7月14日現在）

※[]は指定都市又は中核市
 ※〈 〉は中核市要件を満たす市(指定都市・中核市を除く)
 ※網掛けは宣言連携中核都市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	小樽市、[旭川市]、室蘭市、釧路市、網走市、稚内市、帯広市、富良野市、[函館市]、名寄市・土別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)、苫小牧市	[札幌市]、千歳市、石狩市、北見市、伊達市 (※近隣市町村として取組済み)
青森県	八戸市、弘前市、十和田市・三沢市(複眼型)、むつ市、五所川原市	[青森市]
岩手県	北上市・奥州市(複眼型)、一関市	盛岡市、宮古市、大船渡市、釜石市
宮城県	石巻市、大崎市	[仙台市]、気仙沼市
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	[秋田市]
山形県	〈山形市〉、鶴岡市、酒田市、新庄市	米沢市、東根市
福島県	南相馬市、白河市、喜多方市	〈福島市〉、会津若松市、[郡山市]、[いわき市]、
茨城県	〈水戸市〉	日立市、土浦市、常総市、〈つくば市〉、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	大田原市、那須塩原市、佐野市、栃木市、小山市、日光市	[宇都宮市]、真岡市
群馬県	〈伊勢崎市〉	[前橋市]、[高崎市]、〈太田市〉、富岡市、沼田市
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市	館山市
東京都		青梅市
神奈川県		(※中心市要件該当団体なし)
新潟県	〈長岡市〉、新発田市、糸魚川市、村上市、燕市、南魚沼市	新潟市、三条市、柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		[富山市]、高岡市、魚津市、黒部市
石川県		金沢市、七尾市、小松市
福井県		〈福井市〉、敦賀市、越前市、小浜市
山梨県	北杜市	〈甲府市〉、富士吉田市
長野県	飯田市、上田市、佐久市、中野市・飯山市(複眼型)、伊那市	長野市、〈松本市〉、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	岐阜市、大垣市、高山市、関市
静岡県	湖西市	静岡市、〈沼津市〉、〈富士市〉、磐田市、裾野市、牧之原市、掛川市、御殿場市
愛知県	刈谷市、西尾市	[豊田市]、安城市、田原市、新城市
三重県	松阪市、いなべ市、伊勢市、伊賀市	〈津市〉、〈四日市市〉、亀山市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市、栗東市
京都府		福知山市
大阪府		(※中心市要件該当団体なし)
兵庫県	西脇市、豊岡市、洲本市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市	姫路市
奈良県	天理市	
和歌山県		[和歌山市]、田辺市、新宮市
鳥取県	〈鳥取市〉、米子市(複眼型)、倉吉市	—
島根県	〈松江市〉(複眼型)、浜田市、出雲市、益田市	
岡山県	備前市、津山市	岡山市
広島県	三原市、庄原市	広島市、福山市、府中市、三次市
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市	宇部市、下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	—
香川県	高松市、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	松山市、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	[高知市]、四万十市・宿毛市(複眼型)	南国市 (※近隣市町村として取組済み)
福岡県	大牟田市、久留米市、八女市、田川市	北九州市、[福岡市]、直方市、飯塚市、朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	長崎市、五島市	[佐世保市]、島原市、諫早市
熊本県	山鹿市、天草市、人吉市、八代市、菊池市、玉名市	熊本市
大分県	中津市、日田市	大分市
宮崎県	都城市、延岡市、日向市、小林市	宮崎市、日南市
鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市、南さつま市、指宿市	鹿児島市、出水市、霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	[那覇市]、浦添市、名護市、うるま市
合計	130	119

- 定住自立圏は130市が中心市宣言済み。
- 119圏域(505市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 114圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏 119 圏域※（平成29年7月14日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
114圏域
医師派遣、適正受診の啓発、
休日夜間診療所の運営等

福祉
96圏域
介護、高齢者福祉、子育て、
障がい者等の支援

教育
97圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興
114圏域
広域観光ルートの設定、
農産物のブランド化、企業誘致等

環境
56圏域
低炭素社会形成促進、
バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
115圏域
地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
48圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
78圏域
生活道路の整備等

地産地消
49圏域
学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
93圏域
共同空き家バンク、圏域内イベント
情報の共有と参加促進等

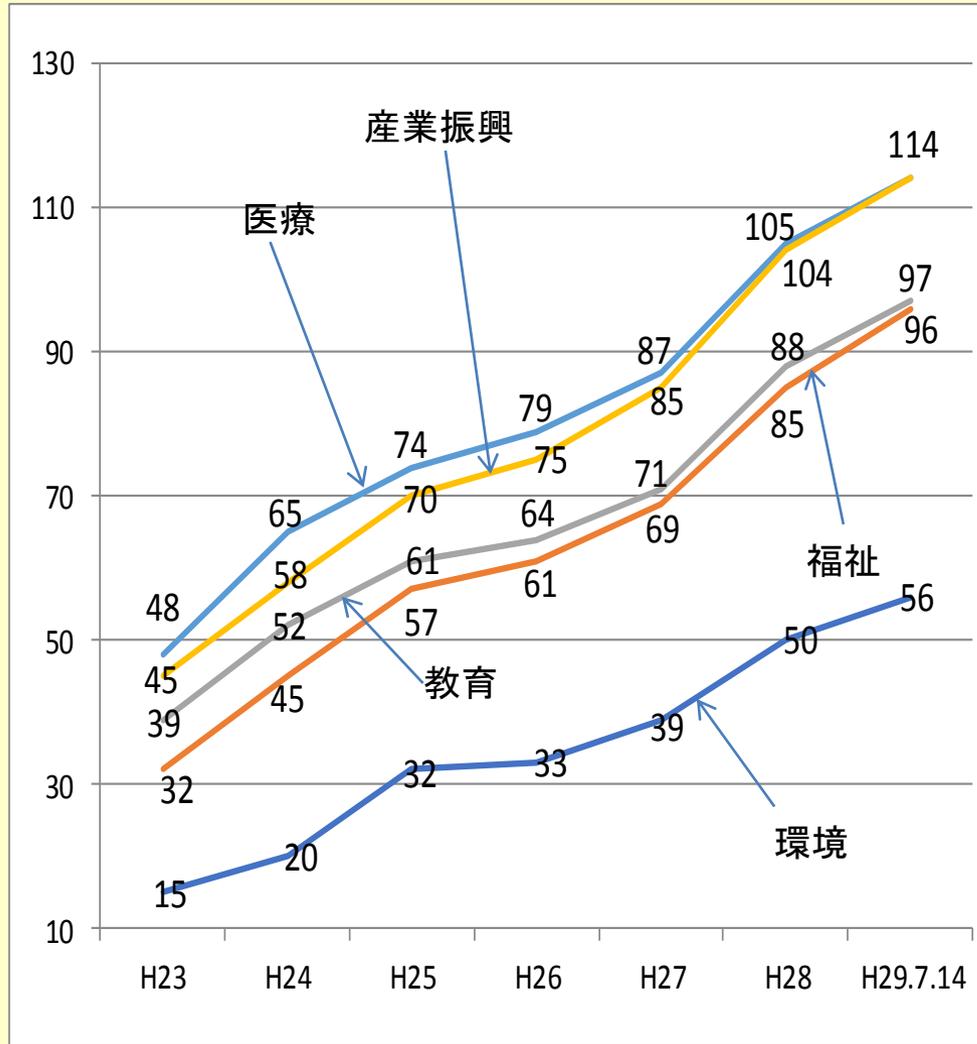
圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
100圏域
合同研修の開催や
職員の人事交流等

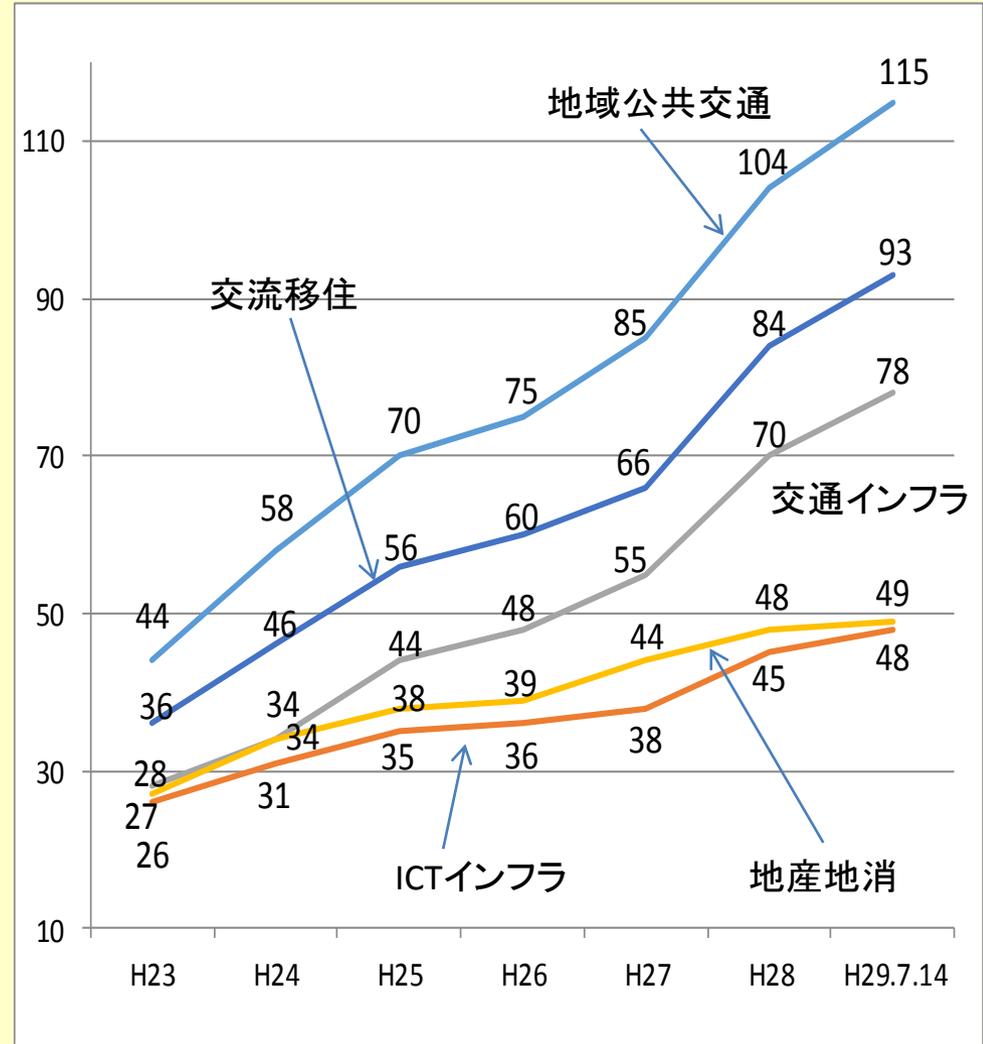
外部専門家の招へい
41圏域
医療、観光、ICT等の
専門家を活用

定住自立圏における取組分野

市町村間の役割分担による生活機能の強化



市町村間の結びつきやネットワークの強化



※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。

※H28以前は4月1日時点の数値

取組後5年が経過した50圏域における人口の社会動態について

○平成28年10月1日現在で、取組後(共生ビジョン策定後)5年が経過した50圏域について、〈取組前〉と〈直近5か年〉の住民基本台帳上の社会人口動態の状況を集計。

・先行実施21圏域

〈平成17年10月1日～平成21年9月30日〉〈平成23年10月1日～平成28年9月30日〉の社会人口動態を比較

・共生ビジョン策定後6年が経過した19圏域

〈平成17年10月1日～平成22年9月30日〉〈平成23年10月1日～平成28年9月30日〉の社会人口動態を比較

・共生ビジョン策定後5年が経過した10圏域

〈平成18年10月1日～平成23年9月30日〉〈平成23年10月1日～平成28年9月30日〉の社会人口動態を比較

○調査の結果、6圏域(12.0%)で社会増。35圏域(70.0%)で社会減が縮小となっている。社会減が拡大しているのは9圏域(18.0%)となっている。

社会増の圏域

伊勢崎市(群馬県)、西尾市(愛知県)、湖東(滋賀県)、旧員弁郡(三重県)、出雲市(島根県)、瀬戸・高松広域(香川県)

社会減の圏域

社会減が減少した圏域: 北しりべし(北海道)、上川中部(北海道)、釧路(北海道)、土勝(北海道)、網走市大空町(北海道)、宗谷(北海道)、八戸圏域(青森県)、大館市(秋田県)、由利本荘市(秋田県)、湯沢雄勝(秋田県)、本庄地域(埼玉県)、ちちぶ(埼玉県)、南信州(長野県)、北はりま(兵庫県)、鳥取・因幡(鳥取県・兵庫県)、鳥取県中部(鳥取県)、中海圏域(島根県・鳥取県)、浜田市(島根県)、東備西播(岡山県、兵庫県)、徳島東部(徳島県)、阿南・那賀・美波(徳島県)、今治市(愛媛県)、高知中央(高知県)、幡多地域(高知県)、久留米広域(福岡県)、有明圏域(福岡県)、八女市(福岡県)、九州周防灘地域(大分県、福岡県)、都城広域(宮崎県、鹿児島県)、宮崎県北(宮崎県)、日向圏域(宮崎県)、山鹿市(熊本県)、大隅(鹿児島県)、薩摩川内市(鹿児島県)、宮古島市(沖縄県)

社会減が拡大した圏域: 西いぶり(北海道)、横手市(秋田県)、旭市(千葉県)、長岡地域(新潟県)、みのかも(岐阜県)、山口市(山口県)、下関市(山口県)、唐津市(佐賀県)、伊万里・有田(佐賀県)

※下線は28年度から検証を行っている10圏域

參考資料

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間8,500万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 近隣市町村については、1市町村当たり年間1,500万を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。
(充当率：90%、交付税算入率：30%)

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当(90%)、償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
(例：融資比率35%→45%)

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置(措置率0.8、上限800万円)
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択もある。

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度政府予算	補助率	交付対象
イ	b	情報通信基盤整備推進事業	地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助する。	採択にあたって、一定程度配慮	670	1/3等	条件不利地域を有する地方公共団体
イ	b	公衆無線LAN環境整備支援事業	防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)での公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行うとともに、災害発生時の情報伝達手段確保のため、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点(博物館、文化財、自然公園等)におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	3,194	1/2 2/3	普通地方公共団体、第三セクター
ア	a,e,f	ICTスマートシティ整備推進事業	地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を目的として、①防災、医療・健康、観光等各分野における成功モデルの普及展開、②ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型の街づくりに取り組む地方公共団体等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費(機器購入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る費用)の一部を補助する。	採択にあたって、一定程度配慮	505	定額、1/2	地方公共団体
イ	a,f						
イ	e	ふるさとテレワーク推進事業	地方でも都市部と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク」を推進するため、地方公共団体等に対し、サテライトオフィス等のテレワーク環境を整備するための費用の一部を補助する。	採択にあたって、一定程度配慮	630	定額	地方公共団体等

【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化	イ 結びつきやネットワークの強化	ウ 圏域マネジメント能力の強化
a 医療	a 地域公共交通	a 中心市における人材の育成
b 福祉	b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 教育	c 道路等の交通インフラの整備	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 土地利用	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e 産業振興	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
f その他	f その他	

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度政府予算	補助率	交付対象
ア	e	地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する。	優先採択の配慮	1,868の内数	10/10 3/4 2/3 1/2	都道府県、市町村
ア	e	地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト)	自治体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する。	優先採択の配慮	1,868の内数	10/10 3/4 2/3 1/2	都道府県、市町村
ウ	b	地域おこし企業人	三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地方公共団体において、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することで、地方圏へのひとの流れを創出するよう支援する。	定住自立圏に取り組む自治体等を支援	特別交付税措置	—	定住自立圏に取り組む市町村又は条件不利地域を有する市町村
ウ	b	地域人材ネット	地方自治体と連携・協力して、地域活性化を推進し、地域内外から高い評価を得ている人材や先進的な取組を実施する市町村の人材(課・室)を広くお知らせするため、地域人材ネットとしてデータベースに登録し、市町村が、地域力創造のため登録者を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費を措置する。	定住自立圏に取り組む自治体等を支援	特別交付税措置	—	都道府県、市町村

【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化	イ 結びつきやネットワークの強化	ウ 圏域マネジメント能力の強化
a 医療	a 地域公共交通	a 中心市における人材の育成
b 福祉	b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 教育	c 道路等の交通インフラの整備	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 土地利用	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e 産業振興	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
f その他	f その他	

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度政府予算	補助率	交付対象
ア	c	学校施設環境改善交付金(学校給食施設整備事業)	学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校における学校給食施設の整備に要する経費の一部を補助し、その促進を支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	24,069の内数	原則 1/2 1/3	都道府県、市区町村、一部事務組合等
ア	c	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業	公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等及び就学に課題を抱える外国人の子供に対する教育支援事業を行う自治体に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、公立学校、地方自治体その他団体等で連携した指導・支援体制の構築を図る。 I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業 II 定住外国人の子供の就学促進事業	採択にあたって、一定程度配慮	260の内数	1/3	I 都道府県、指定都市、中核市 II 都道府県、市区町村等

【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化	イ 結びつきやネットワークの強化	ウ 圏域マネジメント能力の強化
a 医療	a 地域公共交通	a 中心市における人材の育成
b 福祉	b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 教育	c 道路等の交通インフラの整備	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 土地利用	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e 産業振興	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
f その他	f その他	

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度政府予算	補助率	交付対象
ア	e	実践型地域雇用創造事業	雇用情勢が厳しい地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、各地域の協議会が提案する「雇用創造効果が高いと認められる雇用対策」について、当該協議会に対しその事業の実施を委託する。	地域の協議会の提案内容を踏まえた支援策を実施	3,535	10/10	市町村で設置した協議会
ア	a	救急医療体制強化事業	地域の医療機関等で設置しているメディカルコントロール協議会に医師を配置し、救急医療体制を強化するための支援を行うとともに、長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても断らず受け入れる医療機関を指定し、これらの医療機関に対し、必要な支援を行う。	都道府県を通じて提出される事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討	381	1/2 1/3	都道府県、搬送困難事例受入医療機関
ア	b	広域的保育所等利用事業	近隣に入所可能な保育所等が見つからない児童に対し、市町村が設置することも送迎センターを中心とし、原則、各保育所等の保育士等が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する。	複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用も可。	240	1/2	市町村

【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化	イ 結びつきやネットワークの強化	ウ 圏域マネジメント能力の強化
a 医療	a 地域公共交通	a 中心市における人材の育成
b 福祉	b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 教育	c 道路等の交通インフラの整備	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 土地利用	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e 産業振興	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
f その他	f その他	

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度政府予算	補助率	交付対象
イ	e	農山漁村振興交付金	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	10,060	定額、1/2等	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等

【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化	イ 結びつきやネットワークの強化	ウ 圏域マネジメント能力の強化
a 医療	a 地域公共交通	a 中心市における人材の育成
b 福祉	b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 教育	c 道路等の交通インフラの整備	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 土地利用	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e 産業振興	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
f その他	f その他	

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	平成29年度政府予算	補助率	交付対象
ア	a,b,c,d,e,f	社会資本整備総合交付金	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	893,958	定額	地方公共団体等
イ	a,b,c,d,e,f						
ア	a,b,c,d,e,f	防災・安全交付金	地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく取組について、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1,105,736	定額	地方公共団体等
イ	a,b,c,d,e,f						
イ	a	地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組みを支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	21,361	1/2等	交通事業者等(地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提)
イ	a	「コミュニティ・レール」化への支援(幹線鉄道等活性化事業(形成計画事業))	潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊路線等について、地域公共交通網形成計画に基づき大幅な利便性向上等を図る「コミュニティ・レール」化に係る施設整備を支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	1,404の内数	1/3	法定協議会等
イ	a,d	地域交通のグリーン化に向けた次世代環境対応車普及促進事業	地域交通のゼロ・エミッション化を実現するため、地域公共交通への電気自動車バス・タクシー等の導入を支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	644	1/3等	交通事業者等

【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化	イ 結びつきやネットワークの強化	ウ 圏域マネジメント能力の強化
a 医療	a 地域公共交通	a 中心市における人材の育成
b 福祉	b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 教育	c 道路等の交通インフラの整備	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 土地利用	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e 産業振興	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
f その他	f その他	